

厚生常任委員会

平成18年4月26日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎浦野 圭司
里川宜志子

○三木 誓士
中西 和夫

木田 守彦

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
同 係 長	中原 潤	健康推進課長	植村 俊彦
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	環境対策課長	植嶋 滋継
同 課 長 補 佐	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
住 民 課 長	阪野 輝男		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 里川委員、中西委員

委員長 おはようございます。
審査に入ります前に、4月に町職員の人事異動がありましたので、異動のありました職員のご紹介をしていただきたいと思います。

住民生活 部長 （職員紹介、係長職以上）

委員長 それでは、全委員出席されておりますので、ただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（町長挨拶）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、里川委員、中西委員のお二人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。
初めに1. 継続審査案件であります（1）（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。
西川福祉課長。

福祉課長 継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画についてご説明申し上げます。（仮称）総合福祉会館の整備につきましては、前回の委員会以降、今日までの状況であります。建設予定地の地権者及びその周辺の地権者に立会をお願いいたしまして、土地の境界等の確認をさせていただきました。またその用地の測量を行いまして、現在その図面が出来上がりまして、境界の確認等の印鑑をお願いしてい

るところでございます。また事業認定及び事務協議等の手続を県用地対策課と行いまして、事業認定等の早期取得に向けまして、現在その協議を行っております。またプロポーザル方式によります設計を行うため、現在その準備も進めているところでございます。今後、事業認定が確定し、建設用地の取得がまとまりましたならば、当常任委員会にご報告申し上げ、対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上、簡単ではございますが、（仮称）総合福祉会館整備計画についてのご報告とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑があればお受けいたします。

里川委員 理事者に、というよりも、委員長のお考えもちょっとお尋ねしたいんですけども、先般この問題について、色々委員から意見が出ました時に、町長の方の答弁が、担当の常任委員会で色々意見をまとめていただいて、そういったご要望も出していただけたら、というようなご答弁を町長の方からいただいてたと思うんです。この間に私も小さい子どもさんを持つ親御さんなどからも色々な意見いただいているんです、福祉というよりもお年寄りだけではなくて、保健センター部門の問題につきましても、いろんなご意見いただいているんですが、その事については、どういう風に委員会として、今後していただけるのかなと。そういう事をどんどんここで言うだけ言い放しにしといていいのか、それとも町長も以前そう言うていただいていることから、委員会として一定の取りまとめをして、住民さんのご要望、こういう要望がありますよ、という事でそういう風なまとめをしていただけるのか、それについて、ちょっとまた出来ましたらこの委員会として方向だけ決めていただければ、私はまた意見の出し方も違ってきますし、と思っておったんですが、それについてどういう風に流れていくのか、というのを。

委員長 里川委員の方から質疑ありましたけれども、町長ご説明のプロポーザル方式で、今後建設を進めていくという、建設する内容につきまして、委員会といたしまして、一度やはり皆さんも住民の負託を受けた、また相談されてる、個々の内容もあると思いますので、後日、また委員会をもちましてですね、皆様のご要望を一度お聞きしたいなど、私も思っております。それでもって、また行政の方にご意見をさせていただきたいなど。お互い、町長よくおっしゃっていただく車の両輪のごとく、という事でございますので、せつかく高いお金をかけてする建築ですので、後の後悔のないように、盛りだくさんな、なお且つ建設資金としては節約した方向で持っていきたいなど考えておるわけなんです。

里川委員 そしたらそれで結構だと思います。以前、私も理事者側に対しましてずっと言い続けてきましたのは、この計画は、とにかく計画しようという事で整備検討委員会なども設けていただき、いろんなご意見いただきましたが、本当に土地の取得についてうまくいかないという事で、長年月日が経ってしまってきてると。そしたらその間に、ほんとにいろんな福祉、そしてまた保健関係も、予防接種なども含めましてね、本当にいろんな制度がこの間、目まぐるしく変わってきたという事もございますので、くれぐれも今の制度が変わってきた事を十分に勘案していただきまして、もちろん整備検討委員会が出た意見も尊重していただかないといけないけれども、それにとらわれず、やはり現状に応じたものとなるようにやっていっていただきたいという事は、まず基本的な考え方として、私はこれは理事者側に再度確認をしておきたいという風に考えます。

助 役 私たちは先ほど町長がプロポーザル方式による設計を、という事で言われました。私も先般の委員会でプロポーザルについての内容を説明いたしました。まず会社を選ぶと、会社を選んだ後、次にどうする

かと言いますと、やはり住民参加の中でやっていかないといけない、このように思っています。そういう事から考えて整備検討委員会の中で色々議論していただきました。その経過も十分精査しながら、今言われましたように、福祉、保健というのは相当変わってきたと、国の制度が非常に変わってきたという事からそれも含めながらその実施計画の中に入れていくという事は十分認識しております。そういう事でございます。

里川委員　ご認識はいただいていると思うんです。そしてまた住民のご意見なども色々またお聞きしたいという意向も示していただいたのは非常に有難いんですが、ただ、福祉関係につきましても制度が18年度から大きく変わってくる中で、まだ利用者の方や介護保険にしても被保険者の方、こういった方々に十分、その制度が大きく変わった事のご認識をもっていただけない状況にある中では、住民の方々のきめ細かいご意見を吸い上げるという、そういった障害者の制度も大きく変わってますのでね、その部分についてはやはり難しい点もあるのではないかとこのところも、少し私は心配しております。ですから、この制度が変わってきた事について、それぞれの当事者の方やボランティアの方やそれに関わる方々が一定の認識をもった上でのご意見をお出しただければなお有難いんですが、そこへうまくいけるのかどうか、という事も心配を一つ、私自身がしておりますので、その辺のご配慮もしていただきまして、制度改正に伴う状況について、まず担当の方がそういう認識に立ってやっていっていただきたいという事、これはお願いという事でさせていただきたいと思っております。

委員長　他にございますか。

(な し)

委員長　これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、了承したということで終わります。

次に、5月臨時議会の付議予定議案について、予め説明を受けることにいたします。まず最初に（1）町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）理事者の説明を求めます。植村健康推進課長。

健康推進
課長 それでは、町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明申し上げます。

この改正は地方税法等の一部を改正する法律など、国民健康保険税に関連する法令が平成18年3月31日に公布され、18年4月1日施行となりました事から、その内容についてこの条例を改正し、専決処分をさせていただきましたものでありまして、5月の臨時議会におきましてその承認を求めますのでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして、資料1の最後のページ、要旨に基づいてご説明申し上げます。斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）という事で、地方税法等の一部を改正する法律などが、平成18年4月1日に施行されることに伴い、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正するものであります。という事で、3つございます。まず1. でございますが、国民健康保険税の介護納付金課税額の限度額、現在8万円でありますものを9万円にいたします。これは地方税法施行令の改正によるものでございます。

2. としましては、公的年金等控除額の見直しによります高齢者の国民健康保険税の負担の激変を緩和するため、所得割額の算定及び減額の判定の際に、公的年金等所得から平成18年度は13万円、平成19年度は7万円の特別の控除を行います。これは地方税法の改正によるものでございます。これにつきまして、もう少し具体的にご説明申し上げます。まず（1）ですけれども、国民健康保険税の所得割額の算定基礎となる所得の算定方法という事で、年金収入の場合のみをお示しさせていただいております。計算式なんですけれども、年金収

入から公的年金等控除を差し引きますと、これがいわゆる年金所得、所得というものになります。この際、この度公的年金等控除が65歳の方以上なんですけれども、140万円から120万円に20万円引き下げられる事になりました。そうなりますと、年金所得は逆に20万円増額という事になります。そこで太枠の部分でございますが、今回の改正で特別の控除、平成18年度につきましては13万円、平成19年度につきましては7万円の控除を設ける事によりまして、年金所得の増額を抑え、段階的に上げていくという事の措置を講じるものでございます。実際に計算する際には次の、基礎控除33万円を差し引いて算定基礎となる所得を算定する事しております。

次に(2)減額判定所得の算定方法でございます。同じように年金収入のみの場合をお示しさせていただいております。減額と申しますのは国保世帯の所得が一定以下の場合、国保税の均等割や平等割を7割あるいは5割、2割という事で軽減をさせていただく措置でございます。その一定所得を判定する際の、その所得の算定方法でございますが、まず年金収入から公的年金を引いて所得にする。その際に今回の控除の見直しで所得が20万円増額になるというのは、先ほどの説明と同じでございます。減額判定の場合、そもそも年金所得の場合に限り、年金所得に限り、15万円を差し引くという事は条例の付則第2項で定めているところでございます。この15万円を引いても年金所得が最終的に20万円増えるという事は変わりませんので、今回、特別の控除という事で18年度13万円、19年度7万円を設けさせていただく事によりまして、先ほどと同じように所得の大きな変化、激変を緩和させていただこうというものでございます。ただ、条例上の文面では付則第2項の15万円にあわせる形で、平成18年度については28万円、15万円プラス13万円という事で28万円を控除する。平成19年度については15万円と7万円を足した22万円を控除するという旨の規程をいたしているところでございます。

最後に3. 租税条約適用利子等及び租税条約適用配当等に係る所得につきまして、国民健康保険税の所得割額の算定及び減額の判定の際

の所得額に加えることとなりました。これは、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正によるものでございます。

簡単ではございますが、これで説明を終らせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 これの内容については、今の説明でだいたい理解する事は出来てるんですけど、各ね、この地方税法の施行令であつたり、地方税法の改正、そして3番目には各改正が行われたという事で、これ出てきてるわけなんですけれどもね、専決処分という事で出てきたんですが、実は、私、長い、長い言うてもまだ11年ですけど、議員さしてもうてた、この事今まで分からなかったんですが、実は奈良市とか郡山市とか市レベルでは、この介護保険の方の関係ですね、介護納付金の限度額が8万円から9万円になるという事は3月議会でもう既に決着していると。3月議会の方で上程されているという事を聞いているんです。私たちがその辺について、きちっと日程であつたり公布されたんがいつやったんかとか、そういう事を追いかけてきちっと見てなかったものですし、もう市も町もそういうのは同じ流れできているという風に、こういう専決処分なんていうのは、そういうもんやという風に私なんかも勝手に認識してたんですけども、そういう現実があったという事を、私はちょっと初めて今年知りまして、そんなん3月議会では出てきたで、と言われてちょっと、えっと思つてたんですが、その辺の流れについて、担当の方でどういう風にこちらが、そういう風に郡山市さんやそういうところではそういう風に出されていると。だけど斑鳩町では町長専決処分として出しているという事について、私たちが理解できるようにご説明の方していただけたら、という風に思います。

健康推進 委員がご質問されてる大和郡山市や奈良市がどうかという事は定か
課長 ではございませんが、ただ、国民健康保険の掛け金にはですね、国民
健康保険税と国民健康保険料の2種類がございます。この度、専決処
分させていただきましたのは、国民健康保険税の規程が、この限度額
につきましては地方税法施行令に定められておりまして、これにつき
ましては3月28日に閣議決定が行われていると。それは地方税法の
改正を待って、という事だったろうと思うんですが、28日に閣議決
定、31日に公布され4月1日施行という事になりましたので、3月
議会閉会後であったという事でございます。日にちは私もちよつと記
憶は定かではないんですけど、国保料、国民健康保険料につきましては
3月上旬に国民健康保険法の改正並びに施行令の改正が行われたと
いう風に聞いておりますので、最終的に専決にするのか本会議にかけ
るのかというのは、この辺りの日程のずれではないかと考えておりま
す。

委員長 よろしいですか。

里川委員 はい。

委員長 他にありませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)町長専決処分について承認を求めることについて(斑
鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につい
て)理事者の説明を求めます。中井住民生活部長。

住民生活 (2)町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町介
部長 護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)の

ご説明をさせていただきます前に、私の方からこの条例に関します取扱いにつきまして、委員皆様方にこの委員会でお詫びを申し上げ、ご理解を賜りたいと、このように思っているところでございます。

まず、3月議会の定例会の会期中で、3月16日に開催されました当委員会におきまして、政省令がまだ公布をされておらないので、専決処分をお願いをさせていただきたいという旨のご説明を申し上げておったわけですが、国から県への3月1日付けでインターネットによります事務連絡によりまして、介護保険条例の参考例というものが示されておりました。また、当日に介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令というものを、公布をされておったところでございます。この公布されておった政令の中に、今回専決処分をさせていただいた激変緩和措置というものも、示されておったところでございます。この政令の確認が出来ずに、本来ならば3月議会の開会中におきまして、当委員会ともご協議を申し上げて、この取扱いにつきまして十分なお相談を申し上げていくべきところであったわけですが、この公布をされておった政令の確認というものを、怠った事からこのような形で専決処分の対応をさせていただいたという次第でございます。ただ、以前からも里川委員からも自立支援法とか色々な関係で、また介護保険に関します事についても、十分にそういう政省令の関係について、注意をして事務者として十分配慮をしておいてもらいたいというご指摘もあったところでございますけれども、このような形での処理をさせていただいたという事になりました事につきまして、誠に私どもといたしまして申し訳ないというように感じているところでございます。今後このような事が生じないように十分注意を払いまして、いく所存でございますので、何とぞよろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、条例改正の説明につきまして、引き続き課長の方から申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

福祉課長

それでは、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正

する条例について、ご説明いたします。

介護保険料の激変緩和につきましては、介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成18年3月1日に公布されました。またその施行日が平成18年4月1日という事から所要の改正を行いまして、3月31日に町長専決処分を行いまして、議会の承認を求めるものであります。先の3月定例会におきまして斑鳩町介護保険条例の一部改正により、平成18年度から平成20年度までの第1号被保険者の介護保険料を定めさせていただきます。この保険料において平成17年度の税制改正によりまして、高齢者の非課税限度額が廃止される事になりました事から、所得限度額が大きく上がる方につきまして、保険料を3年間で段階的に引上げる激変緩和措置が条例で定められました事から、今回、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の付則におきまして、その特例措置の規程を設けるものでございます。

それでは資料2をご覧くださいと思います。お手元に専決処分書、条例本文、新旧対照表、要旨等をお配りしております。まず、条例本文では付則に第3条を加えまして、第4段階、第5段階に該当する者の、平成18年度及び平成19年度における保険料の特例を定めており、第1項には平成18年度の保険料、第2項には平成19年度の保険料を定めております。資料の最後のページであります。税制改正影響に伴う激変緩和措置を含めた所得段階別第1号被保険者の保険料額によりまして説明させていただきたいと思います。所得区分ごとに第1段階から第7段階までの基準額に対する割合と保険料額、その年額につきまして、表に表しております。今回の激変緩和につきましては、第4段階と第5段階の対象者について定めておりまして、まず、第4段階につきまして説明いたしますと、第4段階は保険料の基準額でありまして、年額46,800円となっております。所得区分欄の所得第4段階、その下でございます。第1段階から激変緩和措置の対象者の欄をご覧くださいと思います。この対象者につきましては、第1段階から第4段階の所得区分が大きく上がる方につきまして、本

来、保険料は第4段階の保険料でございますので、46,800円ですが、平成18年度では基準額、この46,800円に基準額に対する割合を掛けます。0.66を掛けまして保険料は30,890円となります。その隣の19年度につきましては、46,800円に0.83を掛けまして38,850円、平成20年度におきまして本来の46,800円となるように3年間で段階的に保険料を、激変緩和措置をいたしまして、引上げるものでございます。次にその下の第2段階から激変緩和措置の対象者では、第2段階から第4段階として区分があがる者につきまして、先ほどと同じように基準額に対する割合と保険料を表しております。以下、第3段階から激変緩和措置の対象者、激変緩和措置の対象者以外につきまして表に表しております。

また同じく、所得第5段階につきましても、今申しましたとおりの基準額に対する割合を掛けまして、その保険料分が定まっておりますので、それを表したものでございます。

激変緩和措置の説明につきましては、この表のとおりでございますので、簡単ではございますが、今説明させていただきました事でご理解賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 前段の部長の説明については、もちろん今後気を付けると言っていたいてますし、担当としてほんとに大変な状況もあるという事も私も理解してるところです。職員は減らせ、減らせと言うて減らしながら、国のほう法律変えて、その後の細かい政省令というのはもう、ほんとやったらもっと市町村がやりやすいようにきちっと固めて、ポーンと下ろしてくれはったら少ない人数でも市町村も十分対応していきやすいのに、そういう事をやってももらえないという事については非常に問題があると、システム的に問題があるという風に私も考えてますけれども、今後、障害者の自立支援法の関係もありますし、そういう

風に色々、ばらばらっと下りてくるものについて整理をしながら進んでいくのは大変だと思います。けれども、これはほんとに住民に大きく関わる問題ですので、もちろん部長の方も、そういう風に気を付けるというお言葉もいただけてますが、やはり議会側としては、その事について再度お願いをしておきたいという事です。

それともう一つなんですが、この激変緩和措置というのは、当然の措置です、と私は思っております。この当然の措置をしていただくわけなんですけれども、ここで第4段階、第5段階でいくぶん、分かれてるわけなんですけれども、予算との関連もありますし、一定ね、この数字っていうのをどの程度、この範囲にいらっしゃるか、というのは担当が掴んでおられるのかどうか。当初たてた、介護保険の特別会計予算を、18年度予算をたててはいただいているんですが、この事が予算をたてた後から出てきて、その予算と大きく乖離をするというような状況があってはならないという風に、私自身も思いますので、この辺の人数、人数っていうんですか、激変緩和措置があるだろうという見込みはあったと思います。詳しい事は出てなくても、措置があるだろうという事は見込みとしてあったとは思いますが、その辺がうまく予算と大きく乖離しないでいけてんのかどうか、という事についてちょっと気になりますのでね、ここの数字、それぞれの対象となる数字が分かっているのであれば教えてほしいですし、分かってないのなら早急に掴んでもらって、予算との関係の中でやっぱりちゃんと見てもらわんなあかんという風に思いますので、お願いしたいと思います。

福祉課長

国の方から保険料の計算等について、作業の段階で激変緩和措置という形がとられるだろうという事は予測されておりましたので、それに基づきまして現在、18年度の予算の方は作成しております。今現在、激変緩和措置の対象者という事が求められまして、その人数等を把握しておりますので、申し上げたいと思います。

まず、平成18年度の加入者数で申し上げたいと思いますのでよろ

しくお願いいたします。所得第4段階の方につきましては、全体で1861名の方が、おられる事になります。そのうち、先ほど申しました第1段階から激変緩和措置の対象者という方はおられません。第2段階からの対象者という事で38名の方。第3段階からの対象者という事で20名の方、激変緩和措置の対象以外という方が1803名の、合計1861名の方となっております。

次に所得第5段階でございます。加入者総数につきましては、1614名の方がございます。第1段階からの対象者の方はございません。同じく第2段階からの方もございません。第3段階から激変緩和措置の対象者としては282名の方、第4段階から激変緩和措置の対象者としては383名の方、激変緩和措置の対象者以外という方は、949名の方、合計1614名の方が第5段階におられるという事で、今現在、数字としましては把握しておりますので、ご報告いたします。

里川委員　　ちょっと今数字を聞いて驚いたんですが、激変緩和措置の対象者っていう方は意外と少ないんだなど。第4段階においては、対象となるのは各段階合計しても58名しかいらっしやらないし、第5段階なんかも意外と、結構数字あるんですけどね、少ないなっていう風な印象を、私は受けてます。という事はほんとに実質的に大きく値上がりとなる方が、たくさんいらっしやるという事で、前々から心配しておりますように、保険料が値上がりした事についての十分、被保険者の皆さんに、1号被保険者の皆さんにご理解いただいて、やっぱり滞納にならないように、ご協力きちっとしていただけるように色々な啓発・広報っていう事についても、より力を入れていただかんといかんなどという思いを、今の数字をお聞きして余計に思いましたので、くれぐれもその都度、保険料そして介護保険の意味、そして介護保険が大きく変わった事による利用について、こういった事の啓発をこれからも続けていってほしい、力を入れてほしいという事をお願いしときたいと思います。

委員長 他にございませんか。三木委員。

三木委員 私も部長の前段の説明の中、ちょっと里川委員の内容とダブるところあるんですが、今までは国、県の方から書類等で事務連絡来てたものを、最近ではネットで全部、指示してくる。それがあある意味では、こういうように変わったよと、いう事で各地方自治体がそれを検索しなくてはいけない。そうすると、常にですね、それをチェックしとかなきゃいけないという状況になると思うんですが、かなり担当者の負担量になってんじゃないかという心配をするんですが、部長の方も今後そういう事はないように、という事ですが、実際にですね、担当者としてその膨大な量ですね、どういう風にチェックされてどういう風に検索してピックアップしていくか、現状どうなってるかちょっとお聞かせいただけませんか。

住民生活 国、県からきます情報等につきましては、今申し上げましたように、部長 特に介護保険に関してはそういう形、インターネット等で書いてくるのがほとんどでございます。ただ、それがページ数がかなりありますので、そういう形で送られてくるものと、このように理解をいたしております。こういう事からほとんど毎日といっていいほど検索をし、チェックをかけているところでございますけれども、プリントアウトして、それ100ページもしくは150ページ位の分を一つひとつ中身までチェックできるという、確認していくところまでの、毎日の作業という形には至っておらないので、今回そういう形で見過ごしたという点があったという事でございます。日常的にはインターネットでほぼ毎日ほどそういう形でのチェックはかけているというような状況です。

三木委員 そうだと思います。大変な作業だと思います。ですから今後も起こり得ないとは言い切れないのかなと気もするんですが、大変なチェック作業だと思います。先ほども里川委員おっしゃったシステム自体に

問題もあるんじゃないかなと思いますけど、ちょっとその辺は非常に留意しながら進めていただけるようお願いしときます。

里川委員 今、三木委員もおっしゃっておった中での答弁も聞いている中で、再度ちょっとお尋ねをしたいんですけどね、そういう国からの色々政省令やら官報とかあると思うんですけども、それらを県の介護保険の担当者、また自立支援法やったら障害者の担当、県の方でそういうのを専門的に、より上の段階で見て、きちっと整理をしたものを各市町村に流していくというのが本来、私、県がそうあるべきなんかなという風な認識をちょっと持ってるんですけど、その辺は今、今って言うたらおかしいんですけど、今まではそんな風になってたんじゃないかなっていう風に思うんですが、今どんなもんなんでしょうね、その辺ちょっとお聞きしときたいなと思います。

福祉課長 従来と言いますか、以前につきましてはそういう形で文書等で県の方から、国からこういう形で政省令がおりました、という形で町の方に文書の方で通知が来るという形で行っていました。今回、この介護保険制度の改正に伴いましては、制度改正の当初からこういう形で介護保険制度の改革という形で国の方から県の介護保険の方にインターネットで文書等が流れる形になっております。県からそれを町村に逆にインターネットに送るという形ではなしに、国から県に送られてたものを町がインターネットをもって確認して、その情報を使う、という形で制度改正当初からそういう形で行っていましたので、今現在こういう形で行っております。そういう形でこれは国から県にくるインターネットの表紙でございます。そういう形でいついっか、内容等がこういう事になった、という形でお知らせがあるわけで行いまして、これを確認して、介護保険の県で行います説明会につきましても、そこから説明会の資料等を打ち出しまして、それを持ってくるというような状況でもありますので、先ほど部長から申しましたように、ページ数が膨大なものでございまして、その中身まで一枚一枚確認する事

が、作業の中でできなかったという事もございまして、そのことは十分反省しておりますが、こういう形で今流れてくるという状況でございます。

里川委員　私はできればやっぱり県の方が、国からおりてきた場合、一定の整理をして各市町村におろしていくという事が、市町村からは求められる問題じゃないかなと。斑鳩町は一定の人数の確保はしていただいています、介護保険についてもね。だけども、ほんとに職員はどんどん減らされる一方で、斑鳩町よりもっと人口の少ない町村もある中で、ほんとに担当がそんなに、斑鳩町でも見落としてる位ですからね、ほんとに町村でやっていこうと思ったら大変な状況もあると思うんで、私はもう少し県の方がそういう問題についても、一定のイニシアチブをとってやっていただく。前から言うてますが、私は県に更にですね、そういう風に制度変わってシステム変わったら、システムの変更についても、市町村にすごく負担がかかると。パソコンのシステム変更するだけでもね。そしたらその開発を県が窓口になって、各市町村が負担金的に出して、県の方でぼーんとね、システムの変更とかいっぺんにやってもろたら楽やのに、そういう安く、経費を抑える方法はないんやろかとか、以前からもそういう話もしてましたけれども、やっぱり県は何のためにあるのか、県がやっぱりどういう風に市町村に対してイニシアチブをとっていただけるのか、という事はこっだけ地方分権進んできたなら重要な問題だと思いますので、私たちも住民側もその事については、これからも考えたいとは思いますが、行政側もその事について、やっぱり県へ要望すべき点については要望して欲しいという事、それは意見として申し上げておきたいという風に思います。

委員長　他によろしいですか。

以上、5月臨時議会提出予定議案については、予め説明を受けたということで終わります。

次に、各課報告事項について受けてまいります。

(1) 町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）のうち、当委員会所管にかかるものについて、報告を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）ご説明いたします。この中で福祉課所管にかかります補正予算のものがございますので、その内容についてご説明させていただきます。

まず歳入についてでございますが、寄付金におきまして福祉基金への寄付の依頼がございまして、25万9,000円の増額補正をお願いするもので、歳出につきましてはその寄付金を福祉基金への積立として25万9,000円の増額補正をするものであります。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告することはございませんか。

福祉課長 斑鳩町介護保険事業計画・老人保健福祉計画につきまして、その冊子等が出来上がりましたので、既に議員皆様には配布しておりますが、冊子が出来上がった事をご報告させていただきます。またよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 以上、各課報告事項については、報告を受け、了承したということで終了します。

続いて、その他について各委員より質疑等があれば、お受けいたし

ます。

里川委員 先ほどからも色々、私申し上げている件なんですけれども、介護保険と同じように障害者自立支援法が成立した後、障害者に関わる制度が大きく、ほんとに根幹から変わるというような問題であるというように考えてます。この障害者自立支援法の方も政令委任事項が70、省令委任事項が131、そして告示事項が12、合計213項目、国からおりてくるんだという事が言われている中で、介護保険でも先ほどの問題もありましたけれども、一体、今どの程度進んできてるのかなってというのが、気になってます。これもほんとにいろんなところ、体とかご不自由なところがある。普通に生活してるだけでもいろんな不安を本人もご家族もお持ちの上に、お金がどんだけかかるんや、制度が変わってどうなるんや、というようなほんとに不安な気持ちで見られる問題ですので、私はほんとにそれこそきちっと早く整理して早く色々お知らせしていくべきやという風に考えてんのに、その辺がとても心配なところなんです、この障害者自立支援法の関連で、この障害者施策の方ですね、今どのような状況になってんのか、是非とも担当常任委員会でご報告の方、現在の状況お聞きしときたいと思えます。

福祉課長 里川委員の方からご質問いただきました今の状況でございます。まず、要綱等の整理につきましては、今現在、障害者自立支援法に基づきまして、現在、その整理等行っている状況でございますが、その要綱等の関係につきましては、県または奈良市また近隣の町村を確認いたしまして、要綱等の整理は特段必要なく、現在ある自立支援法で対応できるという形で聞かせていただきまして、それによって進めさせていただいているところでございます。また、障害者の方につきましては、自立支援法の改正につきまます周知につきましても、この4月広報につきまして、改正のポイント等につきましてお知らせしたところでございます。現在、窓口におきましても、来られた方につきまして

も十分、窓口の方で説明する対応をさせていただいております。また10月から始まります地域支援事業につきましては、町村独自で事業等を定めていくものもございます。これにつきましても、今現在、広域7町におきまして、現在その取組み、7町でできるものは共同で設置または方向性を示していけるものがあるという事で、現在その調査も進めております。また先ほど要綱等の改正で申しましたが、10月から始まります地域支援事業の要綱につきましては、今後、その内容等定めまして、その要綱等、町で定めていく必要がありますので、まずその、どう対応していくか、どう示していくか、その方向性等を検討しておりまして、それがかたまり次第10月から実施できるように、また要綱等整理を行いまして、また住民の方にも周知できる体制をとっていきたいというように考えております。

里川委員 特に私、以前からちょっと心配をしておりました件ですが、地域支援事業の中におきまして、市町村の必須事業であるものと必須事業でないもののがあって、そこらの整理もせんならんという問題もありましたけれども、それプラス今現在、障害者の方が利用されているサービス、この事がどういう風になるのか、という事なんかもちょっと心配をしているところなんですけれども、その中でもとりわけ、私すごくちょっと気になってるのが、地域活動支援センターっていうんですか、市町村がそういう作業所とか、そういうものについて、センターを設けるといふ、市町村が設けるといふ風な形になってたのかな、あれ。私その辺がどうしてもうまいこと理解できなくて、今やっている作業所との関係がね、まだちょっと自分の中でもうまい事理解できません。だから私もなかなか理解できないんですけども、これが変わってどうなっていくのかっていうのは、ほんとに難しくて、利用してはる方にとっても大変、将来どうなっていくのかという事が分かりにくいなっていう風に思います。これからまた私もその事についてはずっと、自分も分からへん事がまだまだあるんで、自分もまだちょっときちっと調査さしてもらわなあかんけれども、そういった問題につい

て、やっぱり利用者の方が安心してほんとに利用できる制度なんかどうかという事がとても気になってます。それと、前にも言っていましたけど、コミュニケーション事業ですね、私どうしても、耳の聞こえへん方が手話通訳を、お医者さんなんかに行かはる時に、それはお金とるといのは、ほんとにちょっと人権にも関わるような問題ちゃうの、という事で心配してたんですけどね、その辺なんかの整理なんかは、どない進んできてるかな、というのも、前から気になってる点なんですけど、そこは今現在どんなものでしょうか。

福祉課長 コミュニケーション事業につきましても、地域支援事業の必須事業という事で市町村がやっていかなければならないという事でございます。これにつきましては、今現在も斑鳩町では手話通訳者の設置または派遣事業を行っております。これにつきましては、10月までは今やっております手話通訳者の設置事業をそのままいける状況でございますが、10月以降につきましては、今現在、先ほど申しましたように、7町で今現在、各町村どういう状況でやっていくかという、今も協議いたしまして、斑鳩町としては今現在は、派遣の負担については利用者の方につきましてははとっておらない状況でございますが、今後、10月以降、現在の人につきましてはどう検討していくか、今現在その方法を検討している状況でございます。

里川委員 検討していただく、検討するという事なんですけど、私たち議会に対しましてもね、聴覚障害者の方々から要望書も以前に出されておりますし、私もその要望書を受けた時に、先ほども言いましたように、その人が生きていく上で、必要な当たり前のことであれば、それについてお金をとるっていう事はどうなんだという事を、私はその時も思いましたし、今も思っています。ですから検討を加えられる時に十分、その人の、人として当たり前の事をしはる時に、その利用された時にお金をとるのかとらないか、そういう事も十分に検討して頂きたい、全てお金をとるという事であれば、ほんとに障害を持った方に二重、

三重の苦しみを押し付けてしまうという風に私は思います。ですから
そのところ、十分これからも協議なさる上において、検討なさる上
においてきちっとそういうところ、基本的な考え方をもって、やって
いただきたいという事は、要望、現段階では要望という事でしておき
たいと思います。

委員長 他にございませんか。木田委員。

木田委員 私の3月の一般質問の中でですね、社会福祉協議会の会員制度の会
費についてですね、地元の福祉会へキックバックするというのか、そ
れを理事会で決められた、という事で回答があったと思いますねけど、
4月9日の幸前の宮さんの掃除の時に自治会長の方からですね、それ
が中止になったという、そういう、みんなだいたい10人か15人位
の老人会が、私も入れてもろてますねけど、その時にそういう話があ
ったんですねけど、ただ今協議中というような、私の一般質問につい
て答えられた事とちょっと違うような展開になっておんの違うかなと
思いますねけど、それについてですね、やっぱりどういう風に、そう
いう風な形になってきたんか、それを聞かせていただきたいのとです
ね、今現在、原油の高騰によってですね、ごみ袋の値段とかいうのは、
年間契約で何10万枚とかいうような契約してはんねやったら、えろ
変化はないと思いますねけど、5月からガソリンなんかについても5
円位値段が上がるという事ですね、公共施設における焼却場、そし
て鳩水園とかね、それとか役場の中でも重油を使って暖房とかしては
る、そして焼却してはるというような中でですね、これから先ずっと
一年間を通じてこの状態が続いたとしたらですね、当初予算に組み
まれておったそういう経費的な何が、かなり増大していくのではないんか
なと思いますねけども、それらについて、どのように分析しておられ
るのか、ちょっと位上がったっていいやないのか、という形でおられ
るのかですね、やっぱりそれをもっと何とか節約できるような方法を
考えられんのかね、できたらその方が高くつくんか知らんけど、ソー

ラー的な感じの何も、やはりそれは私は初めて議会へ出してもろた時にもそれを、ソーラーとかいうのを設置したらどうですか、というような事を提案したと思いますねけど、やはり斑鳩町においては、そういう危機ちゅうんですか、そういうなんの設置されておられるのか、太陽電池とかは所々あると思いますねけど、それ以外にそういうソーラーとかいうような形の何は全く考えておられないという事についてはですね、これからの世界の原油というんですか、石油関連の情勢を見ておったらですね、これ、仮に世界が注目しておるイランの核関連の影響によってですね、急に高騰してきたというような状況の中で、やっぱりそれらも踏まえてですね、やはり自治体はそれに対する対処というんですかな、そういう何を、やはり町民を守るというんですか、その為にはどうしたらいいんか、というような事も考え合わせた中で、そういう事に対しての対策いうんですかな、1万や2万円位上がったっていいわという風に思っておられるのか、これから当分続くような事になったらかなりのやはり経費増が続くように思われますねけども、やはり公用車とかについてもですね、1リッター5円上がったらかなり影響してくるようになりますね、それらについて、どういう風に今のところ分析しておられるのか、聞かせていただきたいと思います。

町 長

まず一点目の社会福祉協議会の会員制度の関係等についての、キックバックの関係で、3月7日、8日の一般質問で木田議員から指摘を受けまして、そしてまた3月9日、10日、14日の予算審査の関係等にもそういうご意見等賜ってまいりましたので、3月22日、社会福祉協議会の理事会で2月に一応取り決めとして決まった関係等について、説明を申し上げまして、自治会の皆さん方から最終的にキックバックはしない、そういう関係で一つご理解をいただきたいという事で、3月22日の理事会でそういう形をもってきたわけでございます。色々と木田議員からの一般質問あるいはまた予算審査特別委員会での審議の中でもこういう関係等について、もう少し考えるべきじゃない

のか、という事がございましたから、3月22日の社協の理事会で、その関係等について、ご説明申し上げまして、そして理事皆様方のご理解ご協力をいただき、500円の関係等については、250円のバックはしないという事で、最終的に合意を得たという事で、理事会で協議を終えております。18年度からバックするという事については、現状500円をそのまま回収するという事でございます。

また今、油の高騰の問題等について、ごみ袋の問題あるいは乗用車の問題、ソーラーの関係等、ご質問でございますけれども、ソーラーの関係等については、今後、総合福祉会館の関係等についてはソーラーを利用してまいりたい、そういう事を申し上げておりますように、今後そういう事については、やっぱり太陽熱を利用した関係の形を求めていきたい。そして今、ごみ袋等については、今現状、油が上がっておりますけれども、入札をする中では厳しい状況ですけれども、値段的にはそう変わりはない。公用車等についても確かに当時、90円前後の油がですね、今もう120円になってますから、かなりの額でございます。そういう事についてはやっぱりできるだけノーマイカー運動もやっておりますように、できるだけ公用車等の利用等について、極力抑えるような関係等についても、職員等について連絡をしながら、できるだけ経費を節減するという事について、努力をしてもらいたいという事で、助役からも色々そういう点については担当職員に指示をしながら、今後、この油の高騰等についての関係等については、昨日あたりまた下落したという事でございますけれども、現状はもう常に70何バーレルという事で確かに上がってます。この反動が日本に必ずやってくるわけですから、そういう事も踏まえながら我々としてはできるだけ、油の高騰等についての対応等については、職員と十分検討しながら努力をしてまいりたいと考えております。

木田委員 一番目のですね、3月22日の社協の理事会で再度決められたという事なんですねけど、そういう何が、簡単に出てきたという自体が、私その中でちょっと考えられないのと違うかなという、そういう疑問

がありますねけど、やっぱり皆さん方の貴重な、協力しようというその意思をですね、何かこう、はき違えてると言うたらおかしいけど、せやけどなんかこう、その為に出してはるのを、実際言うてですよ、そなん、福社会の中でそういう活動をして、その為の何に使われてるといのは、どんだけ、仮に3万円とか、始め4万円でしたかな、何かそれが3万円に今年度からなったとかいうて言うてはるけど、それが果たして実際にその福社会の活動に使われてんのかどうか、というそういう事も考えてですね、やっぱりこういう風な安易にそういうなんを地元にお金を与えると言うんですか、渡すというような事のないようにですね、やはり慎重にそういう事業は決めていただきたいなと、これは私個人の要望ですので、私はそれについてですな、悪役になったような形になってると思いますねん、やはり地元の方がですな、やっぱりこれは1万円減らされたんを、それによって地元へ返ってくるのに、と言うて喜んではったわけです。だけど、私が言うたおかげでそれが無くなったという事でですよ、私は悪者になってるかも分からへんけど、せやけどやはり金というものについては、きちっとした何でやってもらいたい、それはお願いですねけど、よろしく願いしときます。

委員長 他にございませんか。三木委員。

三木委員 鳥の件ですが、北海道では海から海岸に死んだ鳥が流れ着いてるとかですね、それから全国的に鳩が突然死んだり、すずめが死んだり、すずめが木に止まったまま死んでるとか、最近では犬が何かニボシか何かに毒入れられて死んでいるというような事が起きております。この犬の件別としまして、鳥の件について、国等から何か原因等情報入っていますか。それと、こういったものがですね、犬も猫も含めて、鳥もそうですけど、近県で、奈良県で、本町でそういったような情報入っていますか。まず一点。

分からなければまた後日でも結構です。

住民生活 県内と町の関係につきましては、そういう状況的なものは発生して
部長 いるという風に、情報的に掴んでいません。ただ、その辺の関係、今、
三木委員が申されますように、北海道ですずめがどのような状況
のやつで、原因がどうであるかという関係につきましても、情報的にも
入っておらないという事で、我々としては勉強不足で申し訳ないん
ですけれども、そういう事でちょっと掴んでおらないという事でご理
解いただきたいと思います。

三木委員 また分かりましたらお知らせください。

それと二つ目ですが、先日ですね、狂犬病の予防注射行っておいま
した、4ヶ所で、4日間にわたって。私たまたま西公民館でちょっと
見させていただきました。その時ですね、どんな犬に注射するのかな
とか、どんな登録をするのかなと見ておりまして、うちの職員の方も
また検査の方も、大変な作業だなと、噛み付いてくる犬がいたりです
ね、大変だなと思って見ておりました。ただですね、その時にちょっ
と、植嶋課長の方でこの予防注射、狂犬病なんていうのは、日本では
起きてるのかなと聞いたら、ほとんどないと。ただ、中国の奥地では
まだそういうのが起きてるという事で、万が一という事があるので予
防注射してるんだという事なんですけど、より具体的に、じゃあ世界的
にどうなんだと。たぶんこういうのは、世界的な機構があると思うん
だけど、その辺の見解と、それと日本ではこの狂犬病対策について、
どの程度までですね、きちっとした対策、それから今後についてどの
ように国として考えているのか、という事ですね。なぜ私これを聞く
かと言いますと、次の日に私、部長に最近の町内の犬の数どれ位なん
ですかという事を言うと、16年度で1673、17年度で1703、
これは17年度途中経過だという事なんですけど、かなり増えてるん
ですね。という事は恐らく室内で飼う犬が増えてるのかなという、予
測ですけど、そんな気もして、今後そういう意味では増えるんではな
いかなという事が予測できるんですが、すると、毎年ですね、犬飼っ

てる方が、また飼った方がですね、登録をする。それで予防注射する、予防注射が一回につき3,500円、登録料が確か3,000円だったと思うんですけど、そういう負担しなきゃならない、それが毎年ですね、それをすると。日本では狂犬病ほとんど出てないという状況のね、果たしてそれがいつまで続くものなのかなという事で、その辺の世界的に国としてその辺のところはどういう風に考えているのか、分かたらちょっとお知らせいただきたいと思います。

それと、その時にですね、登録に来た方々だけにですね、私ちょっと1個だけ乾さんの方から預かった「パクン・ポーチ」だったかな、あれも預かったんだけど、登録に来た方に差し上げてるんですね。どういうものかと言うと、犬の糞を入れるやつだったね、あれ。それをあげてるわけですね。果たしてそれをもらった方々がそれを使ってるのかなと、また糞をしてるのに拾ってるという事、犬の糞害については私以前からも色々ここでお尋ねしてますけどね、さあ、その辺の1700頭も飼ってる方々がどれだけそういう糞に対しての認識もって散歩させてるのかなという事がね、これはちょっとそういうものを配ってるという、どれだけまた、飼ってる方々が認識してるのかなという疑問文で私はこれは置いときます、今回は。今後またですね、委員会等で細かい事については、また調べてお尋ねします。狂犬病の対策について、ちょっと今どのようにお考えになっているか、分かる範囲で教えてください。

環境対策
課長

ただ今ご指摘の狂犬病の関係でございます。これについて、先ほど委員の方からも申されましたように、世界的に見ますと、日本では発症例がないという風に聞いております。ただ、私もこの間の話の中でもありましたように、世界の中では中国の奥地とか現状確認できない場所が多々あると思います。この辺ではやはり狂犬病については、まだあるのではないかという風に言われているところでございます。これが、どのような形で日本国内に入ってくるか分からない。今、色々新聞、テレビでも報道されてますように、いろんなペットが輸入さ

れているという状況の中で、どのような形で狂犬病が入ってくるか分かりません。その中で、やはり狂犬病予防注射につきましては、狂犬病に噛まれますと、これに対して致死率が高い状況でございますので、これを予防するためには必要であると思っているところでございます。

三木委員　ちょっとね、今の答弁の中で、思う、思う、という事なんで、きちっとした資料に基づいてという事には、私は受け止めてないので、その辺の資料的なものがありましたら見せてください。お願いしときます。以上です。

委員長　他にございませんか。里川委員。

里川委員　すいません、ちょっと大切な事をちょっと言い忘れてまして、もうこれは既に環境対策課の方に申し上げてる事なんですけれども、4月4日に白石畑の方に遊休農地の現地調査という事で農業委員会の方から行かせていただきまして、ずっと奥まで平群町と郡山市の境目になる、環境保全地域に指定されているようなところまで、ずっと上へあがりまして、歩いて行って参りました。その時に、斑鳩領の所に、非常に金属が主なんですけれども、車とかまた車の部品にあたるものとか、壊れたバッテリーなんかもありましたけれども、色々なものが積上げられて、思わず私カメラ持ってましたんで、写真も撮ってきて、環境対策課の方へ申し上げているんですが、その業者さんがどういう業種で登録されているのか、そしてその業者さんのやっておられる事が、何と言うんですか、違法ではないのか、そしてまた環境保全地域としてはどうなんかな。それとあそこは、元々田んぼだったのかなと思うんですが、田んぼとして売買、本来はあの辺の売買は、出来るのか出来ないのか私よく分からなかったんですけれども、その辺で農地が転用されてるのは間違いないんです、山林に転用されてるという事は間違いないんですが、ただ、山林になった場合に、山林としてなって

いるのにああいう形になっている事がどうなんかとかね。私、色々疑問を持ちながら、私は私なりに色々この間、いろんな担当と話をしているところなんですけれども、とりあえず環境対策課は、私が通報させていただいた後、現地を見にも行っていただいていると思いますし、私、その業者の方が平群町の方だという事で、実は平群町の町会議員に、どういう業種さんなんやろ、という事なんかを調べるのに平群町の議員さんにもお尋ねをしたりした経過もあったんですけど、平群町自身も何か現場も見に行っていてしてくれているという事なんですけれども、その辺の状況ですね、私、通報させていただいてからその後の状況の報告、それと今後の見通しなどについても、是非ともこの担当常任委員会でそれは明らかにしとかなないといけないなと私は思っておりましたので、大変申し訳ないですが、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

町 長

簡単にこの関係等については、私の方から言って、担当からまた、その経過等については詳しく申し上げます。これは以前に、興留土地財産区の関係等について、あの周辺を得られた方が以前に、もうだいぶになりますけれども、そういう、消火栓とか放置してるという事で通報がございまして、議会の方でも議員さんもそういう事で指摘をされまして、我々としては平群町側の関係者等と協議をしてですね、色々改善をしていただく事をしてまいりましたし、平群町の議会の方でもそういう、水が流れてくるとかいう関係等について、ご苦労されてきたという、議会の対応もされてきたように思っています。今現状またそういう状況ですから、今、担当の方は里川委員から出していただいて、平群町側また業者ともお会いしてですね、また改善等、そういう事について、積極的に努力をすることで、今現場等あるいはまた担当等、この間からお会いしていますので、その経過についてはまた担当の方から詳しく申し上げます。以前からそういう事で、我々としても平群町側と協議をしながらやってきて、ある程度改善に向かったんですけども、またそういう状況であるという事でございます。

環境対策
課長

ただ今、ご指摘の場所でございますが、これにつきましては、平群町在住の金属回収業を営んでいる方の所有地でございます。この土地につきましては、作業所兼一時保管場所として使用されているものでございます。当町でも把握している場所でございます。最も直近では、平成15年7月にハイカーから当該土地付近の田畑に油のようなものが浮上しているという通報を受け、郡山の保健所とともに、現場を確認したところでございました。当日は急でございましたので、現場確認の際は油を確認する事は出来ませんでした。当事者に対しまして、事情を聞かせていただいた経緯がございます。今回、委員より通報を受けまして、4月7日に郡山保健所と共に現場を確認したところ、平成15年当時よりも金属くずが増えており、保管も乱雑になっていたところでございます。また、金属くず以外のがれき、せんでいくずなども放置されておりました事から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触する恐れもあり、郡山保健所を通じまして奈良県産業廃棄物監視センターに通報いたしました。監視センターでは4月13日に現場を確認し、4月19日に郡山保健所、平群、斑鳩町と立会いのもと、放置されている方につきまして事情聴取をしたところでございます。事情聴取の結果でございますが、金属くず以外の廃棄物につきましては、処理する意思の有無について確認されたところ、当事者は既に廃棄物処理業者も決まっているなど、入口付近から順次撤去していく準備を進めているという事でございます。また金属くずの整理の状況につきましても、監視センター、保健所に随時報告していくという意思を示されているものでございます。監視センターとしましても、しばらく撤去、整理状況を見守る中、判断されたところでございます。町といたしましても、現段階では監視センターの意向に従いまして、定期的にパトロール等実施していくなど、その状況について確認して参りたいと考えております。

里川委員

斑鳩側からはとても車の入れる所ではなくて、歩くにしてもとても

大変なところ、場所です。平群側からはかろうじて車で入れる所なんで、町として、でもその土地は斑鳩町の領域なんで、今後も平群町側からでも行っていただいたら何とか行けるかなとは思うんですけども、やはり県と密に連絡を取っていただきまして、改善をやっぱりきちっとしていただく。担当は違うかも分かりませんが、あの地域が環境保全区域であるという事になれば、都市整備課の関係の中でもその事が問題になるのではないかという問題。そしてまた観光産業課の方でも山林として農地転用された後の状況がどうなってるか、という事についてはどうなのかとか。各課で連携をしていただきまして、以前から言ってるように町は縦割りではなくて、やっぱり各課の連携が重要であるという事を、私、前々から言ってますけれども、色々連携をしながら、状況が悪くならないように、そしてまた、それがあつた事によって新たな何か問題が出てくるというような事がないように、極力今後も気を付けていっていただくよう、監視を続けていっていただいで、改善をしていただくという風をお願いをしておきたいと思ひます。

それともう一点、これは単純な質問なんですけれども、実は私、4月の人事異動の後、住民課の様子が非常に気になっておりますが、住民課では正職の方が1名減になって、正職が今3人と、産休・育休の方が2人いらっしゃるという事で、臨時職員が2人そこへ入っておられると。正職3人、この状況というのは、私はどうなのかという事は人事権は私ら関係ありませんので、あれなんですけど、ただ、住民課というところは戸籍であるとか住基ネットの関係とか色々個人情報に関わる問題が取り扱われている大元でございますので、臨時職員さんというのとは一体どこまで作業ができるのか。臨時職員さんも正職と全く同じ事務内容していただいでるのか、その辺が私そこまでちょっとよく分からないので、一度担当の常任委員会できっちり聞いてかなあかんなど。今後、何かあつた時に町としてやっぱり問題が出てきたりしたら困りますので、そここのところはちょっと聞いてきたいなど、4月以降ずっと思つてたもんですから、この際ですので、臨時職員さんと

というのは、ああいう住民課にいらっしゃって、正職と全く同じ仕事をされているのかどうか、ちょっとお尋ねをしときたいと思います。

助 役

住民課につきましては今、女性職員が産休で2人、ご指摘のように休暇をとっております。その補充として臨時職員を入れさせていただいてます。ご指摘のように臨時職員はどういう職務までやれるのかという事でございますけれども、我々はやっぱり事務職員で採用した限りは正職員と同じ仕事をすると。当然その通りしていかなければ、その代役として入った事にはならないと思いますから、また、新しく入った者については、異動でも同じ事でございますけれども、やはり始めの方は分からないという事から、上席の職員、また以前にいた職員等がその臨時職員、また正職員の指導をして、住民にご迷惑をかけない事務処理をやっていくという事を考えております。いずれにいたしましてもやはり、住民課というのは町の窓口でございますから、住民にご迷惑をかけないような対応を常に心得て、事務執行をしてほしいという事を部長を通じながら行っておりますので、ご心配していただけるような事は起こらないと、このように我々は認識をしております。

里川委員

今、助役のご答弁で全く同じ仕事をしているという事ですが、正職の方と違いまして、臨時職員さん期限付きで臨時的な採用で来ていただいておりますが、先ほど申しましたように、ほんとに個人情報に関わるものを、あそこがほんとに大元です。そういうところで一般の正職と同じ仕事をしていただくのであれば、その半年、一年というような、契約の仕方が臨時職員、半年ずつでしたかね。更新していくような採用の仕方になると思うんですけれども、そういう採用の仕方であるけれども、十分に正職の皆さんと同じ認識を持っていただけるような研修なり指導なりというものを、きちっとしていただけてるのかどうか、という事が私自身も少し気になってます。そういう点につきましても、住民課というところは、私は先ほど、助役も認識をお持ちいただいているのはありがたいと思います。まず、住民さんあそこへ行き

ます。それで転入・転出など色々ありましたら一番最初にあそこで事務処理が行われるところです。そしてその家族構成であるとか、誕生日であるとか、いろんな事がほんとにそこですぐ分かることです。そういう個人情報の基本となる場所ですので、そして住民さんが一番先に行かれるところであるという事を、町としてはその認識をきちっと持っていていただきましてね、そして問題が起こってこないように、対応の方をきちっとやっぱりやっただくという、私もちょっと臨時職員さんの対応になってるので、少し住民課というところがそれでいいのか、という心配をこの間ちょっと4月になってから見て、思っておりましたので、同じ仕事をしていただくのであれば、正職の方が持つておられるような守秘義務などにつきましての、きちっとした研修や指導、是非ともきっちり行っただきたいと思っております。

これはきちっと要望として挙げときたいと思っております。

委員長 他にございませんか。木田委員。

木田委員 去年、下司田池の訴訟の何がもう去年度で解決してますねけど、あそこに残されていると思いますねけど、魚ですわな。これ、今年は割かし雨も多くて池の水も大丈夫やと思うねけど、今まで釣堀してはった時は井戸の水を汲み上げて、そして補給してはったから酸欠にはならへんだという風に思いますねけど、これから夏にかけてですね、やっぱりそういう酸欠状態になってきたら、そこにおる魚が死んだりした場合ですね、周辺に悪臭を放つようなことになったらですよ、またやっぱりあの周辺から苦情とか何か出てくんの違うかなと私はそういう風に思う。かなり広い池やからそう心配ないのかどうか、そこら辺までちょっと分かんなんですけど、せやけどかなりやっぱり釣堀として営業してはった位やから魚は入っと思っておりますねけども、それらについてですね、地元の溜池組合ですか、どこかそこへ委託管理してはるという事らしいねけども、それらについてですね、そういう事の起こらない前に何かこう、対策か何かを考えておかなければいかん

と違うかなと思いますねけども、その所有者が放棄していかはったという事ですよ、そこの責任というんですわな、それが管理してはる人にあんのか、また町の方にそういうのをぶつけられてくるのか、そういう心配がありますので、どういう風にそれを考えてはんのか、今のままで大丈夫なのか、その辺のところどうですか。

助 役 魚がまだ下司田池の中にいるという事でご心配をいただいているわけですが、昨年の夏でも、もう釣池の営業は多くされておらなかったと思うんです。そういう状態の中でも酸欠等による魚が水面に浮くという事の状況はなかったという事でございますから、今年は十分監視しながら見ていかなければなりません、恐らく今の状態からは、魚が酸欠状態で死ぬと、水面に浮くという事は考えられないと思う。ただ、池にその他の魚に影響する、死に影響するものが投入したり色々起こればですね、それは生じる可能性がある。ただ、ご指摘のようにそういうような事をやっぱり無くすという事であれば、魚を全て池から出さなければなりませんから、それはちょっと難しいなと思ってるんです。池が多くございますけれども、全然無管理の池でも、水も温度によって浮かないという事もございますから、西里の桜池ではほったらかしにしてますけども、相当なフナがいますけど上に浮かない。またそういうような池もございますので、一回様子を見ながらですね、十分と管理。付近の住民に悪臭を生じる事のないように、財産管理の中でやっていきたいと思えます。

委員長 他に、ございますか。

(な し)

委員長 その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

今回で厚生常任委員会、一年間、私、委員長としてさしていただいて、皆様のご協力により終わりとなるんですが、どうもありがとうございました。

これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(閉会 午前10時38分)

